

各種手続き概要

○地区計画（勢野北部地区）	届出書は三郷町HPより（2部提出） 三郷町都市建設課提出。審査後適合書発行 規制区域は、勢野北1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目区域内
○奈良県自然環境保全地区内行為届出	届出書は奈良県景観・自然環境課HPより（3部提出） 三郷町都市建設課提出。経由後、受理書は奈良県より申請人へ 規制区域は、別図「自然環境保全地区」参照。（区域は明示ラインより北側全て）
○宅地開発行為に伴う事前協議	500㎡以上の宅地開発について事前協議が必要 「三郷町宅地開発行為に関する指導要綱」による申出書を提出（6部提出） 並行して、郡山土木事務所建築課開発係と事前協議を行うこと
○特殊建築物の建築に関する事前協議	専用住宅以外（共同住宅、店舗等）の建築に対し事前協議が必要 「特殊建築物の建築に関する指導要綱」による協議書を提出（7部提出）
○金剛生駒紀泉国定公園内届出 （国定公園内届出）	規制区域の確認・協議は、奈良県景観・自然環境課 申請書は都市建設課提出。経由後、許可書は奈良県より申請人へ
○宅地造成規制区域内行為申請	申請書は奈良県HPより 申請書は都市建設課に提出。経由後、許可書は郡山土木事務所より申請人へ 規制区域は、別図「宅地造成規制区域」参照。（区域は明示ラインより北側全て）
○屋外広告物申請	申請書は三郷町HPより 三郷町都市建設課提出。審査後許可書発行（別途、手数料必要） がトラインは県に準ずる。（県よりアドバイスは受けれる）
○その他申請	都市計画法32条（開発に伴う公共施設の帰属） 都市計画法53条（都市計画施設区域内における建築制限） 国土利用計画法23条（大規模土地取引に係る取引） 等 個々にご相談ください

令和2年4月1日より建築確認等の業務が郡山土木事務所から奈良県庁建築安全推進課へ移管しました。
建築安全推進課(TEL0742-27-7574)

建築相談・建築計画概要書の閲覧等は今までとおり郡山土木事務所にて行っています。
郡山土木事務所建築課建築係(TEL0743-51-0209)